

《cloverSAPICA 会員特約》

第1条 (名称)

本カードは、株式会社北洋銀行（以下「当行」という。）と札幌総合情報センター(株)（以下「SNET」という。）及び株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が提携して発行するもので cloverSAPICA（以下「本カード」という。）と称します。

第2条 (会員)

本特約、別途当行が定める会員規約及び別途 SNET が定める SAPICA 取扱規則を承認のうえ入会を申し込み、当行、JCB 及び SNET（以下「3社」という。）が認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、当行がカードを貸与します。

第3条 (提供サービスと利用)

1. 当行（本条においては当行が提供するサービス提供会社を含む。）が提供するサービス（以下「サービス」という。）及びその内容については、当行が書面その他の方法により通知又は公表します。
2. 会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員が本特約又はサービスの利用等に関する規定等に違反した場合、又は当行若しくは JCB が会員のカード利用が適当でないと判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
3. 当行が必要と認めた場合には、当行がサービス及びその内容を変更することがあります。
4. 会員は、当行が提供するサービスを受ける場合、当行所定の方法により利用するものとします。

第4条 (ご利用代金明細の確認方法)

本カードの入会をもって本会員は、MyJCB 利用者規定所定の「MyJCB サービス」及び MyJ チェック利用者規定の MyJ チェックの利用を当行及び JCB（以下「両社」という）に申請し、両社からその承認を得たものとみなします。本会員は MyJCB サービスによって、ご利用代金明細を確認することができるほか、MyJ チェック利用者規定に基づき、本会員に対し原則としてご利用代金明細書は送付されないものとします。

第5条 (有効期限)

本カードは、3社が引き続き会員として適当と認めたときに有効期限が更新されます。なお、会員は旧カード、新カード（更新カード）及び SAPICA 取扱規則に定める必要書類を SAPICA 取扱規則で定める事業者（以下「SAPICA 取扱事業者」という。）の指定箇所に持参し、SAPICA 機能を旧カードから新カード（更新カード）へ移し替える手続きを行うものとします。

第6条 (盗難・紛失・障害時の取り扱い、再発行)

本カードの盗難・紛失・障害が発生した場合、会員は当行、及び SAPICA 取扱事業者の指定箇所の双方に申し出をするものとし、3社が新カードを発行します。会員は、新カード（障害時においては新旧両カード）、及び SAPICA 取扱規則に定める必要書類を SAPICA 取扱事業者の指定箇所に持参し、新カードへの SAPICA 機能の再発行を行うものとします。なお、クレジットカード機能（キャッシュカード及びクレジットカードを含む）の再発行手数料は当行の会員規約に定め、SAPICA 機能の再発行手数料は SNET が定める SAPICA 取扱規則によるものとします。

第7条 (インプリンター加盟店での制限事項)

会員は、本カードをインプリンター加盟店（カードの凸凹を利用して売上票に印字を行う加盟店）で利用することはできません。

第8条（届出事項の変更）

1. 会員が3社に届け出た事項について変更があった場合には、当行に申し出るほか、SNET がSAPICA 取扱事業者の指定箇所にも本カードを持参のうえ、申し出るものとします。さらに、3社から新カードを再発行された場合には、会員は旧カード、新カード及びSAPICA 取扱規則に定める必要書類をSAPICA 取扱事業者の指定箇所に持参し、SAPICA 機能を旧カードから新カードへ移し替える手続きを行うものとします。

2. 会員は、3社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、性別、生年月日等について変更がある場合には、当行に対して変更を届け出るものとし、さらに、氏名、生年月日、性別及び電話番号の変更の場合はSAPICA 取扱事業者の指定箇所にも届け出るものとします。

第9条（会員資格の喪失）

1. 会員は以下の各号に該当する場合には、本カードの会員資格を喪失するものとします。なお、本カードの会員資格喪失による会員の損害に対し、3社はその責めを負いません。

（1）第2条に記載する規約、規則及び本特約のいずれかに違反した場合

（2）当行がクレジットカード機能の会員資格を取り消した場合

（3）会員が本カードの退会を申し出た場合

2. 前項2号及び3号に該当した場合、会員はSAPICA 取扱規則に定める事業者の指定箇所に速やかに本カードを持参のうえ、本カードのSAPICA 機能（定期券が購入されているときは定期券機能を含む。）の払戻し（移し替え含む。）を行うものとします。

3. 会員資格を喪失したときの本カードの返却の取り扱いについては当行が定める会員規約によります。本カードを裁断若しくは破棄された場合、SAPICA 機能のバリュー（金銭的価値）を返却することはできません。

第10条（会員情報の取り扱い及び開示・訂正・削除）

1. 会員及び入会を申し込まれた方（以下、併せて「会員等」という。）は、SAPICA 機能のサービスを提供するために当行がSAPICA 取扱規則に定める個人情報（氏名、生年月日、性別及び電話番号）の取り扱いをSNET へ委託し、SNET が利用することに同意するほか、当行とJCB（以下「2社」という。）が会員等の個人情報（本項（1）に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。なお、SNET へ取り扱いを委託する個人情報は以下の第10条から第11条の定めによらず、SAPICA 取扱規則に従うものとします。

（1）2社のサービスを提供するために、以下の個人情報に関する情報（以下「個人情報」という。）を収集、利用すること。

① 氏名、生年月日、電話番号等、会員等が入会申込時及び第8条に基づき届け出た事項

② 入会承認日、有効期限等、カードの契約内容

③ カードの利用内容（第11条において共有する情報）

（2）宣伝物の送付等当社の営業に関する案内を目的とし、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当行は業務上支障がない範囲で、これを中止するものとします（中止の申し出は本特約末尾に記載するお問い合わせ窓口に連絡するものとします。）

（3）当行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。

2. 会員等は、当行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます（開

示の請求は本特約末尾に記載する当行お問い合わせ窓口ご連絡するものとします。) 万一登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、当行は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

3. 会員等は、本特約末尾に記載する当行のグループ会社が、第1項(1)の個人情報を、当行グループ会社各社に本特約末尾に記載する目的で、共同して利用することに同意するものとします(共同利用に関する問い合わせは本特約末尾に記載する当行お問い合わせ窓口ご連絡するものとします。)

第11条(利用内容の共有)

会員は、当行が会員に対して、サービスを提供する必要がある場合において、会員のカード利用内容を、当行と JCB において共有することを予め同意するものとします。

第12条(SAPICA オートチャージサービスにおけるご利用)

会員は、オートチャージサービスにかかわる利用について、SAPICA オートチャージサービス取扱規則に準じ、JCB 加盟店でのショッピングと同様の方法で利用できるものとします。

第13条(規約の適用)

本特約に定めのない事項については、当行会員規約、SAPICA 取扱規則、SAPICA オートチャージサービス取扱規則、SAPICA 電子マネー取扱規則が適用されるものとします。

<当行お問い合わせ窓口>

当行に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。ただし、SAPICA に関するお問い合わせについては、下記の<SAPICA お問い合わせ窓口>にご連絡ください。

- ・ 株式会社 北洋銀行
- ・ 〒064-0808 札幌市中央区南8条西8丁目523番地
- ・ 電話番号 0570-019-680 (クレジットカードセンター)
- ・ 受付時間 9:00~17:00 (銀行休業日を除く)

<グループ会社>

第10条第3項の当行グループ会社は以下の URL でご確認ください。

<https://www.hokuyobank.co.jp/>

利用目的: ①カードの機能・付帯サービスの提供

②共同利用会社の事業に関する新商品、新機能、新サービス等の開発及び市場調査並びに宣伝物・印刷物の送付等の営業案内等販売促進

利用情報: ①本会員が当行に届け出た事項

②会員のカード利用に関する購入日・代金・商品名等の情報

<SAPICA お問い合わせ窓口>

SAPICA に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

- ・ 札幌総合情報センター株式会社
- ・ 〒003-0801 札幌市白石区菊水1条3丁目1-5
- ・ 電話番号 011-210-3156 (SAPICA コールセンター)
- ・ 受付時間 10:00~18:00 (日曜日・祝日および年末年始 [12/29~1/3] を除く)